

## 産業廃棄物最終処分場対策特別委員会 委員長報告

(H23, 9, 2日開催)

産業廃棄物 最終処分場対策 特別委員会の報告を申し上げます。

当委員会は、付託を受けております、「産業廃棄物最終処分場問題の早期解決に向けた対策について」を審査するため、9月2日に、市長、副市長、環境経済部長、上下水道 事業所長及び関係職員の出席を求めて開催いたしました。

今回は、新しい議員構成になって初めての特別委員会ですので、旧アールデイ最終処分場の現地を視察いたしまして、県の担当者から 詳しい説明を受けました。

当日は、台風12号の接近による悪天候にも関わらず、現場での 熱心な視察研修となりましたことを ご報告いたします。

会議再開後に、当局から今日までの経過について報告を受けました。経過報告については、議員からの質問はありませんでした。

次に、「第5回 旧アールデイ最終処分場 有害物調査 検討委員会について」を資料に基づき説明を受け、その後、県有害物 調査検討委員会委員からの質問の紹介がありました。 その、主な内容を申し上げます。

● 「ドラム缶の内容物の調査は行ったのか。またVOCとドラム缶の関連性は？」との、質問があり、県から、

ドラム缶の内容物の調査は行っている。VOCとドラム缶の関連性は特に考えられない。 との、回答があったこと。

● 廃棄物の下層のものが除去対象となる場合、上層部の廃棄物を掘削しなければならないが、どうするのか？ との、質問では、

方法はまだ決まっていないが、効率的な方法で除去する。

との、回答があつたこと。

●二次調査の期間は？　との、質問では、

今年度内を見込んでいる。　との、回答があつたこと。

また、周辺自治会の皆さんからの質問では、

●有害物の考え方について、基準超過の基準とは、溶出基準と含有基準の両方を含んでいるか。　との、質問に県から、

環境基準であるため溶出基準のみとする。との、回答があつたこと。

●一次対策工で5メートル程度の掘削とあるが、これはおかしい。

との、意見に対し、

5メートルしか掘削しないのではなく、ドラム缶を探しにいくためであり、ドラム缶が見つかなくなるまで掘削する。

と、回答があつたこと。　以上の内容の報告がありました。

また、上下水道課　水質検査及び結果についての報告では、資料に基づき説明があり、全ての検査項目は基準値以下で、前回と同様に異常がないことの報告を受けました。

全ての報告の後、委員から質疑がありました。　その主な内容について、ご報告申し上げます。

まず、有害物調査検討委員会について、　委員から、

平成24年度1年間で、1万立方メートルを掘り出すという理解で良いのか。　また、1万立方メートルとは　どのような容量か？

との、質問に対し、当局から、

産廃特措法が切れる平成25年3月までに、一次対策工として、旧・焼却炉付近の、現在判っている有害物　約1万立方メートルを掘り出し、掘削除

去する。1万立方メートルは、10トンのダンプカー1台が1回につき、約6立方メートルを運搬できるので、ざっと計算して1,670台分となる。

また、一次調査の結果が出たが、旧・焼却炉付近はボーリングをしているが、VOCも出ていて、ガスなので下から上にあがってくる。

証言者の話だと、焼却炉の土台の下の部分も含め、コンクリートを割って、調査すべきと思うが、市の考えは？

との、質問に対し、当局から、

一次対策は焼却炉付近であり、特措法の期限に間に合うようにしていく。コンクリートの下の調査の手法については、斜めボーリング等の事例もあり、県に申し入れたい。

との、答弁がありました。

平成21年に市は、県からの要請を受け、県案を同意したが、その後、県がD案を取り下げるような発言があったが、それに対して抗議や意見は言っているか？この議決以降、市の対応は傍観者的で、市の働きが見えてこない。市民目線の対応と情報の発信をお願いしたい。

との、質問に対し、当局から、

県市連絡協議会の中で、これから対策工等について、平成21年1月28日の議決の付帯決議に沿って、住民の合意と納得を前提として、進めよう強く申し述べている。

また、市の取り組みについては、知事と共に環境省に出向き、問題解決に向け要望している。市民の意見を充分尊重し、情報についても対応を図っていく。

との、答弁がありました。

次に、地下水の環境基準に追加された、塩化ビンルモノマーや、1.4ジオキサン等については、必要な項目として出されたものと認識するが、市も検討して検査項目に入れてほしい。

との、質問に、当局から、

県はNo.3と7の井戸で調査しているが、他の井戸も調査対象とするようにお願いをしている。出来る範囲で市もカバーしていく。

との、答弁がありました。

また、水道水では、新たな基準項目を適用される予定は、ないのか？

との、質問に当局から、

既に新たな水道の基準項目で対応しており、これまでと同様に、市独自の検査事項と両方併せて実施している。

との、答弁がありました。

委員から、水処理施設について、県はどう考えているのか。排水先や行程はどうなっているのか？ 1万立方メートルはどう処理されるのか？

との、質問に対し、当局から、

下水道の放流が1日約100トンまで処理が出来る状況にある。

今後、浸透水等の処理や下流への影響や軽減を図っていく。なお、ドラム缶は三重県で処理する方向と県から聞いている。

土砂も三重県を検討中で、滋賀県の甲賀市の処分場についても、地元と協議している状況。

との、答弁がありました。

委員から、「有害物」の基本的な考え方を地域の住民は理解されたのか。県と住民の考え方、ズレはないのか。また、二次調査に課題はあるのか？との、質問に対し、当局から、

8月23日の会議は、県が専門家の意見を聞く場であり、9月5日の県と周辺自治会の会議で示される予定である。

との、答弁がありました。

6月から8月の県の説明会等において、市民のみなさんの、臭いがきついなど、感覚的な質問に対し、県はどう答弁しているのか。科学的にしっかりと説明責任をはたしてほしい。

との、質問に、当局から、

本事案は、行政代執行で対応しており、科学的な根拠を基に、基準を超えているものを条件に出していく。 という説明をしているところである。その思いは充分に県に伝えていく。

との、答弁がありました。

現在、県の調査結果を踏まえて、対策工の基本的な考え方が示されようとしています。

これからも、早期解決に向けて議論していきたいと存じます。

以上、当委員会の審査結果報告とさせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。